

納税者の救済制度と 納税者勝訴率

平成20年度の税務訴訟等の概要が発表されました。発表された訴訟では、納税者の主張が一部でも受け入れられた案件の割合は10.7%となっています。今回は、税務署の処分不服がある時の対応手順と救済の現状を見てみましょう。

1 異議申立て（対処分庁）

税務署長に、処分の通知を受けた日の翌日から2ヵ月以内に「異議申立て」ができます。税務署長は、その処分が正しかったかどうかを改めて見直しを行い、その結果（異議決定）を納税者に通知します。発生件数は5359件で、前年比14.3%の増加となりました。

2 審査請求（対国税不服審判所）

異議決定後なお処分に不服がある時は、異議決定通知の日の翌日から1ヶ月以内に国税不服審判所長に「審査請求」をすることができます。

国税不服審判所長は納税者の不服の内容を審査し、その結果（裁決）を納税者に通知します。この裁決は、納税者に対して不利益となる変更はなされません。また、一定の場合、1の異議申立てを経ずに直接国税不服審判所長に審査請求をすることもできます。発生件数は2835件で、前年比2.9%増加となりました。

3 訴訟（対裁判所）

国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服がある時には、その通知を受けた日の翌日から6ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。今回の発表では、この納税者勝訴率は10.7%です。

4 留意点

なお、1の異議申立てと2の審査請求は行政上の救済制度で、税理士が納税者の代理人となれますが、3の訴訟からは司法上の救済制度となり、弁護士が代理人となり税理士が補佐人として弁護士と共に依頼者をサポートすることになります。

ナマの税務相談室

Q 先生、毎年確定申告
でお世話になります。

A ヤア、K町の地主の
Tさん。今頃は更新
期でご多忙とお聞きしてい
ますが。

Q 実は隣宅で戦前から交誼のあるF家の主人が昨日見えて、更新の予告を受理したが、息子が留学で年末に出費があり、更新料の支払いが困難、更新は交換手法の契約に改めて欲しいと。

A 成る程、ご尤もです。借地権と底地の交換をして税法上も認めて欲しい…適法であればOKです。

実はこの件で、N不動産からも電話がありましたが、この交換の一番のポイントは借地人が返還した借地権は、地主と地続きであり、お互いに現居宅の取壊しが不要であることですね。更新F借地人は360㎡の契約を200㎡とすることで了承、T地主は更新料の対価として200㎡

更新は

交換手続で

の底地の所有権をF家に移転。登記料と登記手続きは当事務所のE司法書士が行う。Tさんの条件は以下のとおりですね。

A 交換譲渡財産1丁目宅地200㎡ 2,000万円

B 交換取得資産1丁目宅地（借地権）

160㎡ 1,800万円

備考、両名はA、Bの価額格差はなしで同意。

Q 先生、昨日F借地人と当家出入りのN不動産を訪ね、互いの成案を纏めました。

A 今日事務所に見えられたのは、借地権と底地のバランスと税法上のチェックですね。

Q そうです。①ともに固定資産であり、用途は同種の交換である。②価額の査定はともに評価額を中心とした、路線価が基本。③価額のバランスは20%の範囲で地主側が譲った。④申告は二人とも先生に任せる、などです。

A 税法上は二つの価額は同額として申告できます。

ナマの税務相談室